

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備～

事業の実施状況

1 感染症等への対応

- (1) 感染症拡大に備えた医療機関との医療措置協定締結
→医療機関に対し協定締結を依頼
- (2) 健康危機対処計画（感染症編）の定期的な評価
→あなたの街の感染症情報（HP）掲載
→社会福祉施設等における様々な感染症対策を情報共有
- (3) 医療・福祉関係者を対象とした会議・研修の開催
→6/4、9/10、2/18 感染管理認定看護師等連絡会
→10/22社会福祉施設向け感染症対策研修会
- (4) 鳥インフルエンザ発生に備えた県庁内や民間との連携
→9/11、9/19・9/20、11/28所内演習を実施
11/6特定家畜伝染病南部地区防疫演習（南部振興局主催）、2/27 危機管理シミュレーション（医療機関主催）に参加

2 自然災害への対応

- (1) アクションカードを使った実践的訓練の実施
→5/30、12/26 所内訓練の結果、カード内容を見直し
- (2) 保健所業務継続のための代替施設での物品等整備
→随時、持込物品の整理及び購入（文具、水・食料等）
- (3) 市、市医師会、医療機関等の関係機関との連携
→連絡会議（4回）、作業部会（12回）を開催
→10/26 大規模災害時医療活動訓練を実施

3 その他

- (1) 健康危機管理体制確保に向けた審議会の開催
→7/4健康危機管理連絡会議
- (2) 受援体制の検討（必要業務と人役）
→感染症について健康危機対処計画（感染症編）の中で整理

事業の成果等

- ◆感染症拡大に備え、医療機関に対し医療措置協定の締結を依頼し、入院病床数（目標：30床）と発熱外来数（目標：24機関）の目標を達成した（10/30時点：入院病床数 32床、発熱外来数25機関）。
- ◆社会福祉施設向け感染症対策研修会等を通じ、標準予防策の周知を図り、各施設での具体的な取組に繋がった。
- ◆健康危機管理連絡会議を開催し、関係者間で健康危機管理体制確保に向けた現状・課題・今後の取組方針等について認識を共有するとともに、令和5年度に策定した健康危機対処計画（感染症編）の周知を図った。
- ◆南海トラフ巨大地震を想定した医療提供体制の整備について、市、医師会、災害拠点病院、各医療機関等と定期的に協議を重ね、大規模災害時医療活動訓練を実施することができた。具体的には、企画・実施・検証・次年度への課題整理等の各段階において、丁寧に意見交換を行い、地域全体の課題や実際の被害を想定した実践的な訓練の実施に繋げることができた。

今後の方向性・改善計画等

これまで構築してきた関係機関との連携体制を生かしながら、健康危機管理事案の予防対策や事案発生時の迅速かつ適切な対応による健康被害の拡大防止を図るため、引き続き健康危機管理の拠点としての機能の充実に取り組む。

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進～

事業の実施状況

1 HACCPの定着支援

- (1) 既存食品取扱施設のHACCP実施状況の確認(目標:100回)
→153回
- (2) 新規食品関係事業者へのHACCP導入支援(目標:随時)
→35施設以上

3 アニサキスによる食中毒防止対策

- (1) 食品営業施設等に対する情報提供
(目標:100施設)
→148施設

2 新たに営業許可が必要となる施設に対する支援

- (1) 対象施設の営業許可取得に向けた支援(目標:営業許可取得率100%)
→R6年5月末時点で100%達成

事業の成果等

- ◆食中毒等、食品による事故防止を図るため、食品衛生協会と協働し、既存食品取扱施設のHACCP導入状況や記録方法等について確認や助言を行い、HACCPの定着を図ることができた。事業者のさらなる衛生意識向上につなげた。
- ◆法律の改正により、新たに許可の取得が必要となった施設(水産食品製造業等)に対して施設基準や衛生管理状況の確認を行うとともに、HACCP導入支援を行い、事業者の許可取得を円滑にすすめることができた。あわせて、事業者の衛生意識の向上につなげることができた。
- ◆アニサキスによる食中毒防止対策のため、食品取扱事業者を対象とした講習会において冷凍処理などアニサキス対策に関する情報提供を行い、事業者への食中毒防止周知に努めた。

今後の方向性・改善計画等

令和3年度の法改正以降、まだHACCP導入の確認等ができていない施設も多くある。食中毒等健康被害の発生を防止するため、引き続き営業施設に対してHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入支援(計画や記録の確認等)を実施し、事業者の衛生意識のさらなる向上に取り組む。

Ⅱ－① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

事業の実施状況

1 働き盛り世代の健康づくり対策の推進

- (1) 管内事業所への健康づくり支援
 - ・事業所への訪問支援→訪問件数 実16 延19
 - ・職場環境改善アドバイザー派遣事業の推進→1事業所
- (2) 健康経営事業所等応援セミナーの開催
- (3) 地域の健康情報の発信→月1回健康ニュース配信
 - 佐伯市報1月号掲載
 - 9/12・13健康づくりキャンペーン

2 健康を支援する環境及び体制の整備

- (1) 地域・職域健康づくり推進会議の開催→2/26開催
- (2) 働き盛り世代の生活習慣病予防等の推進に向けた関係機関との連絡会の開催→4回開催
- (3) 13指標¹⁾の健康課題に対し市と連携した取組の推進→R7年度実施決定
- (4) 生活習慣病予防及び重症化予防に向けた取組の推進→10/18糖尿病腎症等重症化予防検討会の開催
- (5) 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進→新規店舗2カ所

* 1) 各市町村で取り組みやすい健康指標を用いて各市町村の健康状況を客観的に見える化し、市町村ごとのランキングであらわしたもの

事業の成果等

- ◆健康経営事業所の登録数が増加した。
- ◆市、健診機関、商工会議所等、労働基準監督署等々の関係機関との会議を重ねたことで、講演会への乗り入れや市民向けのキャンペーン事業の共同などにより、多方面からの普及啓発を行うことができた。
- ◆健康経営事業所の実績報告結果で「要精密健診受診率は約半数」という健康課題を関係者会議で取り上げ協議した結果、関係者と啓発のための媒体を作成等の具体的な取り組みにつながった。
- ◆「南部保健所さーいさいき健康づくりキャンペーン」と題し、佐伯駅、市内大型スーパーで【健康寿命延伸】【特定健診・がん検診受診勧奨】【減塩】【自殺予防】【結核予防】【相談機関の活用】等々のパンフレット等をまとめて配布し、一体的に普及啓発した。市ケーブルTV、報道もなされ効果的な啓発機会となった。
- ◆糖尿病腎症等重症化予防検討会の開催にあたり、市の保健師との事前の打ち合わせや医療機関への同行訪問により、管内の医療体制等をアセスメントすることができた。

今後の方向性・改善計画等

- ◆働き盛り世代の健康づくりを一層推進するため、各関係機関との連携会議を継続開催し、地域での普及啓発や体制整備を図る。
- ◆新規の健康経営事業所への訪問を行い、健康経営の取組の推進を図り、さらには認定事業所の増加めざす。
- ◆職場環境改善アドバイザーと協働により、事業所での具体的な健康づくりの取り組みを後押しする。
- ◆「健康寿命補助指標を活用した市町村支援事業」（減塩、高血圧対策）に係る佐伯市の取組推進に向けた事業を共同して行う
- ◆減塩、食育の推進について、引き続き市民への周知を図る。

Ⅱ－② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

事業の実施状況

1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議の開催及び多職種を含む研修等の実施
→11/21 看護職感染症対応研修会
- (2) 入退院時情報共有ルール定着の取組
実態調査の実施、結果の還元、ルールの周知
→6/13 在宅医療・介護連携推進部会（市主催）

- (3) 全世代型地域包括ケアシステムの足がかりとして、精神障がい者等の地域移行・定着及び地域生活支援にかかる課題協議の機会を確保・充実する。（ひきこもり・アルコール障害含む）
→12/10地域生活支援実務者研修会、2/18実務者連絡会議

2 地域医療構想調整会議の開催

- (1) 「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据え、医療機能の分化・連携に関する議論を活性化するための情報収集、研究
→10/23 地域医療構想調整会議開催

事業の成果等

- ◆在宅医療介護連携に係る研修会や事例検討等を佐伯市と連携し開催した結果、多職種による協議・検討機会を設けることができた。結果対象者の状況に応じた関係機関の連携による個別支援及び地域包括ケアシステムの体制構築が一層充実した。
- ◆看護職間の情報共有及び資質向上を推進しながら、実情をふまえ、感染管理認定看護師と連携を強化し、社会福祉施設や医療機関職員へ、講演と実技も併せた研修会の開催、参加機関の施設内での復命研修結果の報告をルール化したことにより、実践的かつ実働的な研修会につながった。
- ◆市の地域移行・定着の推進及び「にも包括」構築と協議の場の設置・開催支援により、関係機関の医療、福祉連携支援体制が強化された。地域課題解決のロードマップにそった情報共有ルール等の推進方針を検討できた。
- ◆医療機関関係者による地域医療構想調整会議を開催し、定量的病床機能分類についての理解を深めたほか、2025年への具体的対応方針を確認した。

今後の方向性・改善計画等

- ◆多職種連携の強化と地域包括ケアの推進に向け、佐伯市及び関係機関との協働による事業実施
- ◆在宅療養に向けた関係機関・関係職種との共通認識と、在宅療養が可能となる地域づくり
- ◆地域医療構想調整会議において、2025年への具体的対応方針の議論を深める

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援→4/17地域連絡会開催
- (2) 環境教育の推進（環境教育アドバイザー制度等の周知、派遣）
 - 派遣に関する周知を実施
 - 佐伯市役所によるさいきオーガニックシティマイスター制度による環境教育講師派遣：3回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場立入検査計画に対する監視指導率→162.5%
- (2) 生活排水対策の推進
 - ①浄化槽法定検査未受検者への文書指導率→100%
 - ②浄化槽管理者講習会の開催（1回）→1/24開催

3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

- 南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催（1回）
→7/31開催

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施（10回）
→13回実施

事業の成果等

- ◆環境教育アドバイザー制度やさいきオーガニックシティマイスター制度の周知により、市民の地球温暖化への意識向上や、身近な自然環境調査など、子どもから大人まで のあらゆる世代に対する環境教育を推進することができた。
- ◆事業場排水及び生活排水に関する指導をとおして、佐伯市民の水環境保全に対する意識の醸成を図った。また、浄化槽管理者講習会も実施し、生活排水の適正処理を指導した。
- ◆廃棄物不法処理防止連絡協議会については、7月に開催し、佐伯警察署との連携による廃棄物の不適正保管に対する指導対応や、佐伯市環境対策課との連携により、合同立ち入り等を行い、状況に応じた対応を的確に行うことができた。
- ◆佐伯市環境対策課とともに建設リサイクル法に基づく合同パトロールを6月及び10月に実施した。また、この他に新築を除く届出対象の解体工事について、産廃監視員による立入調査を適宜実施し、廃棄物の適正処理及びアスベスト飛散防止対策を指導した。

今後の方向性・改善計画等

令和7年度も引続き、「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」、「豊かな水環境保全の推進」、「廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進」及び「アスベスト飛散防止対策の強化」に取り組む。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

- 1 電子申請への対応
 - (1) 電子申請に対応できる業務工程の見直し
 - (2) 事業者や県民への周知と利用促進
 - 医療機関の立入検査に係る事前チェックリストを、kintoneを活用し、医療機関側がHP画面から提出できるようにした。
- 2 電子申請システムGrafferによる業務の効率化
 - (1) 保健所主催の会議・研修等の出席者回答方法を電子化
 - 南部保健所運営協議会 他30件で活用
- 3 公金収納窓口におけるキャッシュレス化の推進
 - (1) 適切な収納事務と県民への利用促進周知
 - キャッシュレス付き自動釣銭機を導入し県民の利便性を向上
- 4 保健所情報の適切な発信方法の検討
 - (1) SNS等も含めた発信方法を検討
 - YouTubeチャンネルを開設
 - (2) ホームページ構成を見直し、県民が利用しやすい形にリニューアル
 - 所内ワーキンググループで所属イメージカラー等を決定
- 5 所属フォルダの整理と電子決裁率の向上
 - (1) 所属フォルダを整理し、業務を効率化
 - 所内でフォルダを整理した
 - (2) 電子決裁を基本とし、紙簿冊を整理
 - 電子決裁率 99.7% (R7年2月時点)

事業の成果等

- ◆電子申請システムGrafferの利用促進により、職員の業務効率化と県民の利便性向上を図るとともに、会議・研修等の出席者とりまとめ以外にも、意見集約など様々な場面で効果的に活用することができた。
- ◆医療機関の立入検査に係る事前チェックリストのkintone化により、対象医療機関と職員の業務効率化を図ることができた。
- ◆手数料等の公金収納窓口において、キャッシュレス付き自動釣銭機を導入したことにより、県民が多様な支払方法を選択することができ、利便性の向上につながった。また、業務の効率化と人的ミスリスク軽減を図ることができた。
- ◆職員のPCスキル向上を目的に、DX推進リーダーが便利技ニュースレターを発行し、技術や知識を所属内に共有することにより、所属全体の業務効率化が進んだ。
- ◆電子決裁については、会計のルール上、やむを得ず紙決裁が必要なもの以外は電子決裁が定着している。

今後の方向性・改善計画等

ICT等の活用による業務効率化の効果が最大限得られるよう、業務自体の見直しを行いつつ、引き続き、所属内で設置予定のICT推進ワーキンググループが中心となって、ICT等の活用に関する他業務への新規展開の検討など所内全体の行政DX推進を図る。また、職員1人1人が便利技ニュースレター等を活用して、PC操作技術や知識等の習得に努める。